

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援
 - (1) 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
 - (2) コミュニティ・プラントの基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。
2. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明の精緻化や越境汚染対策の継続・強化など、総合的かつ広域的な対策を講じること。
3. 新幹線鉄道の沿線住民の良好な生活環境を保全するため、騒音・振動を低減するよう必要な措置を講じること。
4. 都市自治体の実施する光害対策に係る財政措置を講じること。
5. 水質浄化や湖辺環境の保全など、湖沼の水環境保全に係る施策を推進すること。
6. 生態系等に係る被害を防止するため、外来種対策を強化すること。
7. 自然公園の整備に係る支援
 - (1) 国定公園の施設等の整備を円滑に実施できるようワンストップで対応する総合的な相談支援体制を構築するとともに、自然環境整備交付金の交付対象事業を拡大したうえで、十分な予算を確保すること。
 - (2) 国立公園の特別地域において、景観や通行の支障となる雑木を適期に伐採できるよう木竹の伐採に係る許可基準の緩和など、必要な措置を講じること。
8. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資

源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。

9. 新型コロナウイルス感染症対策関係

休業や宿泊人数の制限等により、大幅な減収に見舞われた山小屋の事業継続に万全の対策を講じること。

また、山小屋における感染症対策の推進や感染症リスクの低減のため、環境配慮型トイレの導入等に係る支援措置を拡充すること。